

## 第8部 景観重要公共施設の整備等に関する事項

### 1. 景観重要公共施設の整備等に関する方針

道路、河川等の公共施設は本市の良好な景観の形成に重要な役割を担っているため、公共施設管理者等と連携を図りながら、良好な景観形成に向けた整備に取り組んでいきます。

#### (1) 対象公共施設

以下の公共施設を「景観重要公共施設」とします。

- ①主要幹線道路、主要河川
- ②土地改良施設
- ③「中津城周辺景観形成地区」「景観形成重点地区」「景観形成誘導地区」内の道路、河川

※当面、指定は市の管理するものとし、今後、国、県等の公共施設管理者との協議・同意に基づき指定を行うものとしします。

#### (2) 景観重要公共施設の整備方針

- ・周辺景観との調和に配慮し、景観と環境の保全に向けて環境の改変を最小限とすることを原則とします。
- ・各構造物の整備方針は、以下のとおりとします。

##### ①景観重要道路

- ・道路線形は、地形を極力踏襲したものとし、新たに発生する法面や切土面、護岸が最小限となるように設計する。
- ・既存樹木は極力保存する。
- ・法面や切土面には緑化を施す。
- ・法面にコンクリート吹きつけを行う場合には、彩度・明度の低いグレー色とする。
- ・車両用防護柵を設置する場合は、周辺景観と調和したものとなるよう、現地での検討を行う。橋梁の色は、周辺景観と調和したものとなるよう現地での検討を行う。
- ・緑の基本計画の緑地等配置計画に指定された道路については、別に定める道路の街路樹選定方針に基づき緑化の推進を行うとともに、八面山等の景観資源の眺望を阻害しない樹種の選定及び維持管理を行う。
- ・市が別に定める特定の地区については電線類の地中化を推進するとともに、道路の拡幅・改良にあたっては、道路上の電柱の裏電柱化、民地への移設等について関係者と調整する。
- ・中津城周辺景観形成地区等の街路灯については、周辺景観と調和したものとする。

②景観重要河川

- 多自然川づくりを推進し、河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」（国土交通省河川局）に従った整備を行う。
- 整備方針は、それぞれの地域の住民と協議しながら検討する。



道路事業(二の丸公園地線)  
整備前



道路事業(二の丸公園地線)  
整備後



河川景観(三口の大井手井堰)  
人の営為が反映された景観



河川景観(平田地区馬溪橋下流)  
広がりや連続性を感じさせる景観

③土地改良施設

- 水門・樋門・ポンプ場等の土地改良施設については、周辺景観との調和に配慮した形態・意匠・色彩とする。

2. 景観重要公共施設以外の施設の整備等に関する方針

- 景観重要公共施設以外の公園、広場、観光施設等の公共施設や、施設内に設置するトイレ、看板、自動販売機、記念碑等については、周辺景観との調和に配慮した形態、意匠、色彩とする。

### 3. 景観重要公共施設（道路・河川）に係る占用許可の基準

- 電柱、電話柱、支柱、その他の柱類の色彩については、以下を基準とし、周辺景観と調和した色彩とします。
- 必要に応じて道路管理者と協議を行い、その他の道路内施設についても、統一感のあるものとします。

基準色		基本とする色の名称		
エリア（参考）				
用途地域内	城下町エリア	ダークブラウン（こげ茶色）	 ダークブラウン （こげ茶色） 10YR 2.0/1.0程度	
	市街地エリア 臨海工業エリア 沿岸エリア 郊外住宅エリア 古代遺跡エリア	ダークブラウン（こげ茶色） グレーベージュ（薄灰茶色） ダークグレー（濃灰色）		
	用途地域外	郊外田園エリア 山国川水系・名勝耶馬溪エリア 中山間エリア 森林保全エリア	ダークブラウン（こげ茶色）	 グレーベージュ （薄灰茶色） 10YR 6.0/1.0程度
				 ダークグレー （濃灰色） 10YR 3.0/0.2程度

### 4. 景観重要公共施設の整備内容に関する検討体制

- ①景観重要公共施設の管理者等の関係者による「景観協議会」を設置し、整備内容に関して協議を行います。
- ②必要に応じて、現場での協議を行います。